

## セーフティネット保証5号の認定基準（早見表）

通常の認定基準		
1つの指定業種に属する事業のみを営んでいる場合 又は営んでいる複数の事業が全て指定業種に属する場合	最近3か月間(注1)の売上高が前年同月(注2)と比較して5%以上減少していること	イー①
指定業種に属する事業と非指定事業に属する事業を兼業している場合		イー②
創業者(注3)の認定基準		
1つの指定業種に属する事業のみを営んでいる場合 又は営んでいる複数の事業が全て指定業種に属する場合	最近1か月の売上高が、その直前の3か月間の平均売上高と比較して5%以上減少していること(注4)	イー③
指定業種に属する事業と非指定事業に属する事業を兼業している場合		イー④
営業利益率の認定基準		
1つの指定業種に属する事業のみを営んでいる場合 又は営んでいる複数の事業が全て指定業種に属する場合	最近3か月間(注1)の月平均売上高営業利益率が前年同月(注2)と比較して20%以上減少していること。	ハー①
指定業種に属する事業と非指定事業に属する事業を兼業している場合		ハー②

注1：「最近3か月」は原則、申請月の前月を含めた3か月間となりますが、売上高が集計できていない場合は、最大6か月前まで遡ることが可能

注2：「前年同月」が特殊事情により著しい売上高の減少が認められる場合は「前年より前の同月」と比較することが可能

注3：業歴4か月以上1年3か月未満の事業者

注4：最近1か月の売上高等とその直前の3か月間の平均売上高等との比較が適当ではない場合、最近2か月（最大6か月）の平均売上高等とその直前の3か月間の平均売上高等を比較することが可能